

# 事業主のための就業規則と雇用契約のポイント

## ～小規模事業者に必要な就業規則と雇用契約～

稲城市商工会では、重要な経営資源である人材（従業員）との様々なトラブルを避けるために就業規則と雇用契約のポイントについて、社会保険労務士を招いて講習会を実施致します。

就業規則は常時10名以上の従業員を雇用する場合には作成と届出が義務となりますが、それに満たない事業所においても就業規則を作成する事が健全な労務環境の実現へとつながります。

また、雇用契約においても諸条件を記載した書面を取り交わすことで、後々想定されるトラブルを未然に防ぐ事が出来ます。

本講習会を機会に就業規則・雇用契約の見直しや作成をしてみたいはいかがでしょうか？

日時

平成28年8月2日(火)  
午後6時00分～午後8時00分

会場

稲城市商工会 中会議室

講師

アコールマネジメント株式会社  
特定社会保険労務士  
中小企業診断士

川島 勇樹 氏

内容

- ①なぜ従業員10名未満の事業所にも就業規則が必要なのか？
- ②就業規則を作成する際のポイントとは？
- ③トラブルを防ぐ雇用契約書の作り方とは？
- ④従業員との労務トラブル発生事例紹介
- ⑤労務整備のメリットとは？

【参加申込書】下記にご記入のうえ、FAXにてお申込下さい。なお、お電話でも受付いたします。

① 事業所名	② 参加者氏名	③ 電話番号